

藍住町自主防災組織等運営支援交付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が主体となって結成した自主防災組織等（以下「組織」という。）に対し、継続的に運営や活動が行えるよう支援し地域防災力の向上を図ることを目的として、組織に対して交付する藍住町自主防災組織運営支援交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱により交付を受けることができる組織は、次のいずれかを満たす組織とする。

(1) 藍住町自主防災組織等活性化交付金要綱により、藍住町自主防災組織等活性化交付金を受けた組織であること。

(2) 藍住町自主防災組織等補助金に関する要綱（以下「補助金要綱」という。）第2条により組織として登録の届出をしており、かつ、平成24年4月1日以降に活動が認められる組織であること。

(交付金の使途)

第3条 交付金は、組織の運営等に係る経費以外にこれを使用してはならない。

(交付金額)

第4条 交付金の額は、1組織につき一律3万円とする。また、交付は当該年度につき1度限りとする。

(交付申請)

第5条 交付を受けようとする組織は、組織の代表者が藍住町自主防災組織等運営支援交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 藍住町自主防災組織等現況届出書（様式第2号）
- (2) 組織員名簿及び組織編成表
- (3) 組織の規約の写し
- (4) 組織の活動方針及び年間活動計画
- (5) 藍住町自主防災組織等運営支援交付金請求書（様式第3号）
- (6) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(活動)

第7条 町長は交付事業の実施に関して、必要に応じて組織の代表者に対し、自主防災組織等活性化のための活動状況等について説明を求め、指導を行うことができる。

2 第5条に定める申請をしようとする組織は、別表に定める活動種別のうち2つ以上を選択し、それぞれから1つ以上の活動項目を活動計画に盛り込まなければならない。

(交付金の返還)

第8条 町長は第3条の規定に反し交付金を支出した組織に対し、交付金の全部または一部を返還させることができる。

(補足)

第9条 この要綱の定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

自主防災組織等活動項目一覧

活動種別	活動項目
訓練	避難訓練
	炊き出し訓練
	図上訓練（D I G）
	消火訓練
	避難所運営ゲーム（HUG）
	町主催防災訓練参加
資器材	購入
研修等	研修会・防災講座参加
	先進地視察
	講習会・講演会開催
	普通救命・A E D講習受講
その他	防災士資格取得
	地域防災回覧板作成・配布
その他、自主防災組織の活動として認められるもの	

※活動項目から2つ以上選択し、活動計画に盛り込むこと。